

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 24 年 6 月 12 日 (火) 第 8 4 0 3 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (417) (福祉保健課) . . . . . 2 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定 (418) (子ども発達支援課) . . . . . 2 児童福祉法による指定通所支援事業の廃止の届出 (419) (〃) . . . . . 3 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定を受けたものとみなされた事業者 (3件) (420~422) (〃) . . . . . 3 児童福祉法による指定障害児入所施設の指定を受けたものとみなされた施設 (423) (〃) . . . . . 5 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所 有者が選挙すべき委員の選挙について届出のあった候補者の氏名及び住所 (424) (景観まちづくり課) . . . . . 5 米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所 有者が選挙すべき委員の選挙については投票を行わない旨の告示 (425) (〃) . . . . . 5 管理理容師資格認定講習会の指定 (426) (くらしの安心推進課) . . . . . 6 管理美容師資格認定講習会の指定 (427) (〃) . . . . . 6 農業大学校における生産品の物品売払代金の収納事務の委託 (428) (農業大学校) . . . . . 7 農業大学校における牛の物品売払代金の収納事務の委託 (429) (〃) . . . . . 7 土地改良区の定款の変更の認可 (430) (農地・水保全課) . . . . . 8 保安林の指定予定 (431) (森林・林業総室) . . . . . 8 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (432) (八頭総合事務所県民局) . . . . . 8 開発行為に関する工事の完了 (433) (八頭総合事務所県土整備局) . . . . . 9 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (434) (会計指導課) . . . . . 9
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (13) . . . . . 10
◇ 公 告	平成24年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度、短大卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . . . 10 平成24年度鳥取県警察官採用試験 (警察官B) の実施 (〃) . . . . . 14
◇ 雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成23年度の決算の要旨 (自治振興課) . . . . . 16

# 告 示

## 鳥取県告示第417号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社 和企画	倉吉市幸町532 -1	デイサービスセンターほほえみ	倉吉市大原 634-3	通所介護	平成24年6月3日
〃	〃	訪問介護のぞみ	〃	訪問介護	平成24年6月1日
株式会社 BANG	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護、居宅療養管理指導	平成24年5月23日

### 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
有限会社 和企画	倉吉市幸町532 -1	デイサービスセンターほほえみ	倉吉市大原 634-3	介護予防通所介護	平成24年6月3日
〃	〃	訪問介護のぞみ	〃	介護予防訪問介護	平成24年6月1日
株式会社 BANG	鳥取市富安二丁目151-1	訪問看護ステーションナースくる	鳥取市富安二丁目151-1	介護予防訪問看護、介護予防居宅療養管理指導	平成24年5月23日

## 鳥取県告示第418号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事務所の名称	指定に係る事務所の所在地	指定年月日	支援の種類
境港市	境港市上道町 3000	境港市児童発達相談センター	境港市竹内町550 -2	平成24年4月 1日	児童発達支援、保育所等訪問支援
社会福祉法人 倉吉東福祉会	倉吉市上井781 -1	倉吉東こどもの発達デイサービスセンター	倉吉市上井781- 1	〃	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

## 鳥取県告示第419号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者から当該指定通所支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止年月日	支援の種類
特定非営利活動法人いちばん星	鳥取市江津271-2	いちばん星	鳥取市江津271-2	平成24年4月1日	児童発達支援
社会福祉法人れしーぶ	八頭郡八頭町宮谷240-15	児童デイサービスこはる	八頭郡八頭町船岡348-1	〃	〃
社会福祉法人もみの木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001-1	〃	〃

## 鳥取県告示第420号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第1項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	提供する支援の種類
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	児童発達支援、放課後等デイサービス
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会	鳥取市富安二丁目104-2	障害児デイサービスセンターさわやか	鳥取市富安二丁目96	〃
特定非営利活動法人因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁目158	スマイルセンター浜村	鳥取市気高町北浜三丁目158	〃
特定非営利活動法人このゆびとーまれ	鳥取市千代水一丁目37	特定非営利活動法人このゆびとーまれ	鳥取市千代水一丁目37	〃
株式会社ウェルベェン	鳥取市卯垣四丁目222	デイサービス家族	鳥取市雲山612	〃
特定非営利活動法人さくらんぼ	鳥取市高住28-1	さくらんぼ	鳥取市高住28-1	〃
特定非営利活動法人たんぼぼ	八頭郡八頭町井古35	たんぼぼ	八頭郡八頭町井古35	〃
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃

〃	〃	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町 3564-1	〃
特定非営利活動法人 因幡万笑の会	鳥取市気高町北浜三丁 目158	スマイルセンター倉 吉	東伯郡北栄町江北 88	〃
米子市	米子市加茂町一丁目1	米子市児童発達支援 センターあかしや	米子市夜見町330- 3	〃
特定非営利活動法人 いちばん星	鳥取市江津271-2	いちばん星	鳥取市江津271-2	放課後等デイサ ービス
社会福祉法人れしー ぶ	八頭郡八頭町宮谷240 -15	児童デイサービスこ はる	八頭郡八頭町船岡 348-1	〃
社会福祉法人もみの 木福祉会	米子市富益町4660	支援センターのぞみ	米子市夜見町3001 -1	〃

### 鳥取県告示第421号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第2項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	提供する支援の種類
鳥取市	鳥取市尚徳町116	鳥取市立若草学園	鳥取市湖山町西一 丁目516	児童発達支援
米子市	米子市加茂町一丁目1	米子市児童発達支援 センターあかしや	米子市夜見町330- 3	〃

### 鳥取県告示第422号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第22条第3項の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされた事業者を次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	提供する支援の種類
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鳥取療育園	鳥取市江津260	医療型児童発 達支援
〃	〃	鳥取県立中部療育園	倉吉市南昭和町15	〃

〃	〃	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	〃
---	---	--------------	---------------	---

**鳥取県告示第423号**

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）附則第27条の規定により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の指定を受けたものとみなされた施設を次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	提供する支援の種類
社会福祉法人あすなろ会	鳥取市川端四丁目115	松の聖母学園	鳥取市白兎69	障害児入所支援
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立皆成学園	倉吉市みどり町3564-1	〃
〃	〃	鳥取県立総合療育センター	米子市上福原七丁目13-3	〃

**鳥取県告示第424号**

平成24年6月24日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第2項の規定に基づく届出のあった候補者の氏名及び住所は、次のとおりであるので、同条第5項の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所
青 木 勇	米子市末広町173
池 吉 憲	米子市茶町84
大 原 啓 道	米子市久米町272
岡 本 武 士	米子市万能町172
福 原 則 昭	米子市日野町186
船 守 清 史	米子市加茂町二丁目166
保木本 茂 實	米子市東町167
三 島 眞	米子市末広町252

**鳥取県告示第425号**

平成24年6月24日に執行する米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会の委員の選挙のうち、宅地の所有者が選挙すべき委員の選挙については、候補者の数が選挙すべき委員の数を超えないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、投票を行わないものとし、同条の規定により告示す

る。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県告示第426号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定による管理理容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所  
財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目7-26

- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第1日	平成24年10月22日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第2日	平成24年10月29日	〃
第3日	平成24年11月5日	〃

- 3 受講資格

平成24年9月3日までに理容師としての業務経験が3年以上ある者であること。

- 4 申込手続

- (1) 申込書の配布

平成24年6月11日（月）から同年8月3日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。

なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。

- (2) 申込書の配布及び受付の期間

平成24年8月13日（月）から同年9月3日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

- (3) 提出先及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所

広島県広島市中区紙屋町一丁目2-27

電話 082-236-1150

- (4) 受講手数料

18,000円

### 鳥取県告示第427号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 講習会を行う者の名称及び住所  
財団法人理容師美容師試験研修センター  
東京都江東区有明三丁目 7-26
- 2 講習日程及び講習場所

講 習 日 程		講 習 場 所
第 1 日	平成24年10月22日	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
第 2 日	平成24年10月29日	〃
第 3 日	平成24年11月 5 日	〃

- 3 受講資格  
平成24年 9 月 3 日までに美容師としての業務経験が 3 年以上ある者であること。
- 4 申込手続
  - (1) 申込書の配布  
平成24年 6 月 11 日（月）から同年 8 月 3 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）に(3)の場所に申出のあった者に対し、申込書を配布する。  
なお、受講を希望する者が定員を上回った場合は、抽選により申込書を配布する者を決定する。
  - (2) 申込書の配布及び受付の期間  
平成24年 8 月 13 日（月）から同年 9 月 3 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）
  - (3) 提出先及び問合せ先  
財団法人理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所  
広島県広島市中区紙屋町一丁目 2-27  
電話 082-236-1150
  - (4) 受講手数料  
18,000円

#### 鳥取県告示第428号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、農業大学校における生産品の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年 6 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
鳥取中央農業協同組合  
せきがね犬狹観光株式会社  
地方卸売市場倉吉青果株式会社  
大山乳業農業協同組合  
有限会社千疋屋
- 2 委託期間  
平成24年 4 月 1 日から平成25年 3 月 31日まで

#### 鳥取県告示第429号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定に基づき、農業大学校における牛の物品売払代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
J A全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部
- 2 委託期間  
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

**鳥取県告示第430号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、松尾溜池土地改良区の定款の変更を平成24年6月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第431号**

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西伯郡大山町豊房字草谷2052の103
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第432号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成24年7月31日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。



平成24年 6 月12日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 申請のあった年月日  
平成24年 5 月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人因幡の山と里
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
福原 寛之
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
八頭郡智頭町大字智頭2072- 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、中山間地域の生活者に対して、持続可能な農林業で文化的、経済的に豊かな生活が送れるよう、また河川の上流域の環境を守り美しい自然を子孫へと継承することができるように支援する事業を行い、もって誇りある農山村生活の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
事務所、特定非営利活動の種類、事業

**鳥取県告示第433号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成 23 年 11 月 15 日 鳥取県指令第 201100127914 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
八頭郡八頭町宮谷字河井及び字下野辺り
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥取市湖山町東二丁目 133  
株式会社サンマート 代表取締役 岩崎 陽一

**鳥取県告示第434号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成24年 6 月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
平成24年度鳥取県有機農産物等生産行程管理者等講習会に係る資料代の収納事務

- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県農林水産部生産振興課  
係長 堀場 智樹
- 3 委任期間  
平成24年6月11日から平成25年1月11日まで

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第13号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに八頭郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成24年6月12日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数	9,668
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	147,227
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	8,625

## 公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成25年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成24年6月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称  
平成24年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一般事務	3名程度
警察事務	1名程度
公立学校栄養職員	2名程度

（注） 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

- 3 対象となる職  
(1) 一般事務

知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

(2) 警察事務

警察本部等に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

(3) 公立学校栄養職員

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の特別支援学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表 1 級相当程度の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の給料月額のほか諸手当が支給される。

(1) 一般事務及び警察事務 139,700円

(2) 公立学校栄養職員 153,400円

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件等は、次のとおりであること。

ア 一般事務

平成3年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた者。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成25年3月31日までに卒業する見込みの者又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認める者を除く。

イ 警察事務

平成元年4月2日から平成7年4月1日までの間に生まれた者

ウ 公立学校栄養職員

次の要件の両方を満たす者

(ア) 昭和52年4月2日以降に生まれた者

(イ) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成25年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者

(2) 警察事務以外の職種の試験を受ける者であって日本国籍を有しないものにあつては、次のいずれかに該当する者又は平成25年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(3) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務

教養試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

(注) 作文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

イ 警察事務

教養試験（多肢選択式）及び作文試験

(注) 作文試験の採点は第1次試験合格者に対して実施し、評価は第2次試験において行うものとする。

ウ 公立学校栄養職員

教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験及び適性検査

（注）作文試験の採点及び適性検査の判定は第 1 次試験合格者に対して実施し、作文試験の評価は第 2 次試験において行い、適性検査の検査結果は第 2 次試験の人物試験の参考として使用するものとする。

(2) 試験期日

平成24年 9 月 23 日（日）

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

7 第 2 次試験

(1) 試験の実施

警察事務以外の職種については人事委員会が実施し、警察事務については第 2 次試験以降の採用候補者発表の手續を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務及び公立学校栄養職員  
人物試験（集団討論及び個別面接）

イ 警察事務  
人物試験（個別面接）、適性検査及び身体検査

(3) 試験期日

ア 一般事務及び公立学校栄養職員  
平成24年10月下旬（予定）

イ 警察事務  
平成24年11月 2 日（金）（予定）

(4) 試験会場

ア 一般事務及び公立学校栄養職員  
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

イ 警察事務  
鳥取県警察本部庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 一般事務及び警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。また、一般事務にあつては作文試験又は適性検査を、警察事務にあつては作文試験を受験しなかった場合も不合格とする。

イ 公立学校栄養職員

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。また、作文試験又は適性検査を受験しなかった場合も不合格とする。

(2) 採用候補者

ア 一般事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満

たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

#### イ 警察事務

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験の結果により決定する。

#### ウ 公立学校栄養職員

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、作文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

### 9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

#### (1) 第 1 次試験合格者

平成24年10月3日（水）（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

#### (2) 採用候補者

平成24年11月中旬（警察事務は11月27日（火））（予定）に、鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

### 10 採用の方法

#### (1) 警察事務以外の職種に係る採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。

人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況を考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

#### (2) 警察事務に係る採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者のうちから採用者を決定する。

#### (3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成25年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(1)のウの(イ)又は5の(2)に定める期日までにこれらに定める受験資格を取得することができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

### 11 受験手続

#### (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール及び各警察署において配布する。

#### (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス

(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>) を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成24年8月3日(金)から同月20日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年8月20日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年8月3日(金)午前0時から同月20日(月)午後12時まで

12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp)に行うこと。ただし、警察事務に係る第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話(代表)0857-23-0110)に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成25年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成24年6月12日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

1 試験の名称

平成24年度鳥取県警察官採用試験(警察官B)

2 試験区分及び採用予定者数

試験区分	採用予定者数
警察官(男性)	18名程度
警察官(女性)	3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者がいない場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額162,700円のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業したもの又は平成25年3月31日までに卒業する見込みのものを除く。なお、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

- (1) 試験種目  
教養試験（多肢選択式）及び作文試験

- (2) 試験期日  
平成24年 9 月 16 日（日）

- (3) 試験会場  
鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101  
鳥取県西部総合事務所 米子市糺町一丁目160

7 第 2 次試験

- (1) 試験種目  
人物試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査  
なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上、又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
聴 力		
一般内科系検査		
四肢の運動機能		

- (2) 試験期日  
平成24年10月29日（月）及び30日（火）（予定）

- (3) 試験会場  
鳥取県警察学校 鳥取市伏野46－5  
鳥取県警察本庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県庁第二庁舎会議室 鳥取市東町一丁目271

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

- (1) 第 1 次試験合格者  
第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点の高い順に決定する。  
なお、教養試験（多肢選択式）には一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は不合格とする。  
また、作文試験を受験しなかった場合も不合格とする。
- (2) 採用候補者  
第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）の得点にかかわらず、第 1 次試験において実施する作文試験と第 2 次試験の結果により決定する。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

- (1) 第 1 次試験合格者  
平成24年10月 3 日（水）（予定）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。  
なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。
- (2) 採用候補者  
平成24年11月27日（火）（予定）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の 1 階屋内掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

## 10 採用の方法

- (1) 採用候補者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県警察本部長は、欠員等の状況を考慮しながら、同名簿に登載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として1年間とする。  
なお、採用は、原則として平成25年4月1日の予定である。

## 11 受験手続

## (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京本部、関西本部、名古屋代表部、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において配布する。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）

により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

## (3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

## (ア) 受付期間

平成24年8月3日（金）から同月20日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成24年8月20日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

## (イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成24年8月3日（金）午前0時から同月20日（月）午後12時まで

## 12 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験の実施及び採用候補者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857-23-0110）に行うこと。
- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。
- (3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験以降の手続は鳥取県警察本部が実施する。
- (4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

---

## 雑 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。



平成24年 6 月12日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 小 林 昌 司

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	14	1	12	31

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別		一 般		市長村長	特定消防	任意継続	計
組 合 員 (人)		6,407 (146)		19	717	160	7,303
給 料 月 額 (千円)	長期	2,091,294	(45,390)	11,713	229,782		2,332,789
	短期	2,094,065	(46,209)	14,070	229,782	46,995	2,384,912
一人当たり給料月額(円)	長期	326,407	(310,887)	616,473	320,476		326,583
	短期	326,840	(316,497)	740,531	320,476	293,715	326,566

( )は特別職を内書 各項目毎に四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

3 組合職員の数は、次のとおりである。 (単位：人)

経理単位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	物 資	計
人 員	9	4	29	6	1	49

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨 (単位：千円)

経理区分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負担金	2,228,246	6,958,796		75,776	131,171				
	掛金	2,246,582	3,430,073			126,834				
	施設収入・商品売上						818,254			
	利息及び配当金	119		78,948	37	69	129	159,761		8
	その他の収入	322,523			31,834	30,187	34,481	12,719	71,396	18,505
	他経理からの繰入				13,955		106,223			
	前年度支払準備金	317,399								
計	5,114,870	10,388,869	78,948	121,601	288,261	959,086	172,480	71,396	18,513	
支 出	給付	2,171,606								
	役職員給与				60,922	18,865	277,281	51,784		3,377
	旅費・事務費				4,499	2,283	5,149	4,573	424	1,048
	商品仕入						24,065			
	飲食材料費						196,655			
	委託費				1,373	1,927	5,995	1,209	35	14,030
	支払利息			78,948			8,715	83,110	62,861	
	連合会払込金・連合会拠出金	235,271							2,734	
	老人保健拠出金	357								
	退職者給付拠出金	175,295								
	前期高齢者納付金	1,182,318								
	後期高齢者支援金	721,604								
	介護納付金	303,564								
他経理へ繰入	13,955					106,223				
その他の支出	68,123	10,388,869		52,791	143,414	386,678	19,710	1,605	2,781	
次年度支払準備金	320,244									
計	5,192,335	10,388,869	78,948	119,585	272,712	904,538	160,386	67,659	21,236	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	△ 77,466	0	0	2,016	15,549	54,548	12,094	3,737	△ 2,723	

各項目毎に四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。

(2) 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

経 理 区 分		短 期	長 期	預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
資 産	流動資産	695,585	898,949	212,149	145,165	279,345	684,957	3,772,207	47,821	29,997
	固定資産			3,178,123	531	182	2,543,266	7,680,317	2,358,776	
	繰延資産									
資 産 合 計		695,585	898,949	3,390,272	145,697	279,527	3,228,223	11,452,524	2,406,597	29,997
負 債	流動負債	214,243	898,949		6,856	12,403	56,768	10,661,919	428	370
	固定負債	320,244		3,390,272	100,297	59,724	589,834	10,364	2,396,989	3,425
	負 債 合 計	534,487	898,949	3,390,272	107,153	72,127	646,602	10,672,282	2,397,417	3,795
純 資 産	資本剰余金						2,488,237			
	利益剰余金	161,098			38,543	207,400	93,385	780,242	9,180	26,202
	純 資 産 合 計	161,098	0	0	38,543	207,400	2,581,622	780,242	9,180	26,202
負 債 ・ 純 資 産 合 計		695,585	898,949	3,390,272	145,697	279,527	3,228,223	11,452,524	2,406,597	29,997

各項目毎に四捨五入しているため計数が一致しない場合がある。